

静岡県告示第392号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年5月17日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 伊豆の国市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
6月27日（月）	午後1時～午後4時	伊豆の国市役所葦山支所（葦山農村環境改善センター）	伊豆の国市四日町210-3
6月28日（火）	午前10時～午後4時	伊豆の国市中央図書館	伊豆の国市三福253-1
6月29日（水）	午前10時～午後4時	伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎	伊豆の国市長岡340-1
6月30日（木）	午前10時～正午		
7月4日（月）	午後1時～午後4時	伊豆の国市役所葦山支所（葦山農村環境改善センター）	伊豆の国市四日町210-3

検査区域 函南町

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
7月5日（火）	午前10時～午後4時	函南町役場	函南町平井717-13
7月6日（水）	午前10時～午後2時		

検査区域 三島市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
7月7日（木）	午前10時30分～午後3時	三島市民体育館	三島市文教町2丁目10-57
7月8日（金）	午前10時30分～午後3時		
7月11日（月）	午前11時～午後3時	南二日町多目的広場	三島市南二日町22-10
7月12日（火）	午前11時～午後3時	中郷文化プラザ	三島市梅名353-1
7月13日（水）	午前10時30分～午後3時	南二日町多目的広場	三島市南二日町22-10
7月14日（木）	午前10時30分～午後3時		
7月15日（金）	午前10時30分～午後3時		
7月19日（火）	午前10時30分～午後3時		
7月20日（水）	午前10時30分～正午		

検査区域 伊豆の国市、函南町、三島市

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和4年7月11日から令和4年7月29日までの間に実施する。

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会